

平成 30 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

- 厚生労働省から保育所等利用待機児童数調査要領の改正が通知（平成 29 年 3 月 31 日）され、育休関係について定義が変更になりました。改正により、育児休業中の方について、新たに復職の意思確認が必要になり、復職の意思を確認できる場合には、待機児童に含めることになりました。
- 昨年 4 月は旧定義に基づき集計を行い、昨年 10 月から新定義で集計を行っています。
- 平成 30 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、新定義に基づき集計を行った結果、63 人となりました。
- 保育所等利用申請者数は過去最大の 67,703 人となりました。保育所等の利用児童数は 64,623 人で、2,738 人増加しました。なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 3,080 人いっしょに、昨年同時期と比較して 179 人減少しました。
- 引き続き、待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。また、保育士の確保についても取組を進めていきます。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	28年4月	29年4月	30年4月	30年-29年
就学前児童数	185,564	182,511	178,905	▲ 3,606
保育所等利用申請者数(A)	61,873	65,144	67,703	2,559
利用児童数(B)	58,756	61,885	64,623	2,738
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,117	3,259	3,080	▲ 179
横浜保育室等入所数(D)	987	896	788	▲ 108
横浜保育室	586	485	336	▲ 149
川崎認定保育園	12	6	2	▲ 4
幼稚園等預かり保育	44	54	47	▲ 7
事業所内保育施設	50	79	124	45
年度限定保育事業	131	129	166	37
一時保育等	164	143	113	▲ 30
育休関係(E)(*1)	420	413	458	45
求職活動を休止している方(F)(*2)	366	277	260	▲ 17
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,337	1,671	1,511	▲ 160
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	7	2	63	61

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- *2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数※	18人	33人	8人	1人	2人	1人	63人
	28.6%	52.4%	12.7%	1.6%	3.2%	1.6%	100.0%
保留児童数	471人	1,727人	583人	214人	59人	26人	3,080人
	15.3%	56.1%	18.9%	6.9%	1.9%	0.8%	100.0%

※うち育児休業中の方は61人。

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランクの方が最も多く、43人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
30年4月	43人	7人	7人	1人	2人	1人	2人	63人
	68.3%	11.1%	11.1%	1.6%	3.2%	1.6%	3.2%	100.0%

※ランクについては、12ページの参考資料4を参照ください。

(4) 北部3区における保育所等の利用状況

港北区、鶴見区、神奈川区の北部3区では、依然として利用申請者数が増加しています。定員増や定員を超えた受け入れを行った結果、いずれの3区でも保留児童数が減少していますが、依然として港北区では保留児童、待機児童が多く生じています。

	就学前児童数		保育所等定員		利用申請者数		利用者数		保留児童数		待機児童数
		人口増30-29	定員	定員増30-29	申請者数	申請増30-29	利用者数	利用増30-29	保留児童数	保留増30-29	
港北区	19,020	▲ 213	7,450	477	8,105	538	7,598	614	507	▲ 76	15
鶴見区	15,826	▲ 316	6,105	243	6,649	221	6,403	310	246	▲ 89	6
神奈川区	11,612	27	4,780	505	4,964	222	4,765	315	199	▲ 93	5
市全体	178,905	▲ 3,606	65,056	2,875	67,703	2,559	64,623	2,738	3,080	▲ 179	63

2 29 年度の取組

(1) 受入枠拡大の取組

取 組		29 年度の成果
I 保育所等の新設等による定員増		
認可保育所		2, 2 0 7 人
横浜保育室の認可移行支援		3 4 4 人
認定こども園		2 6 8 人
地域型 保育事業	小規模保育事業	2 8 5 人
	家庭的保育事業	5 人
II その他の取組		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲ 1 6 1 人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		1 0 2 人
合 計		3, 0 5 0 人

ア 認可保育所の整備・拡充

公有地の活用等による保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は 2,207 人（新規整備 32 か所、分園整備 3 か所等）となりました。

< 公有地を活用した保育所整備 >

本市では、定期借地制度を用い、公有地を活用した保育所整備を行っています。30 年 4 月 1 日に、公有地（鶴見区佃野町・鶴見区市場下町）において、認可保育所を開所しました。



保育所名：あゆみ保育園鶴見

所 在 地：横浜市鶴見区佃野町 406-4

開 所 日：平成 30 年 4 月 1 日 定 員：96 人

イ 認定こども園*の整備

子ども・子育て支援新制度のもと、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の定員増は 268 人（7 か所）となりました。

* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく 2 号認定及び 3 号認定の子どもが対象です。

ウ 低年齢児対策

(ア) 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備・改修等を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は285人（18か所）となりました。

(イ) 年度限定保育事業の実施

保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度または2年度）で受け入れています。平成30年4月1日現在、1歳児131人、2歳児35人の児童が利用しており、昨年比で37人増加しました。

なお、平成30年4月からは、市民税所得割額に応じた利用料をこれまでの2段階から6段階に細分化しました。

エ 幼稚園等預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園等預かり保育の実施支援を行い、新たに4園102人の受入枠を拡大しました。実施園数は全体の6割を超えています。

(2) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。平成29年10月に5人増員し、現在は各区のこども家庭支援課に1～5人、合計38人配置しています。

(3) 保育士等の確保

保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。関係機関との連携を図りながら、次の取組を実施しました。

ア 保育士宿舍借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行っています。223法人に対し、1,812戸分の交付決定を行いました。

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談、就職先の紹介等を行い、市内保育施設に66人の方が採用となりました。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者等を対象とした「保育士就職支援講座」（5回）、「就職面接会」（5回）を開催し、24人の方が採用に結び付けました。

エ 保育所見学会

保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会（5回）を実施しました。

オ 保育士の子どもの優先的取扱い

30年4月に向けて、保育所の利用調整における保育士の子どもの優先的取扱いを導入しました。

カ よこはま保育士就労促進キャンペーン

「よこはま保育士就労促進キャンペーン」(29年12月～30年3月)として、養成施設の学生や潜在保育士等へのPR強化、保育施設見学の積極的受入や就職支援講座、就職面接会の集中的開催など、保育四団体と協力して保育士確保に取り組みました。

キ その他

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対する修学資金の貸付、及び市内保育所等で従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施しました。また、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催しました。

(4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、監査や運営指導に加え、研修の実施によるスキルアップなど、保育士等の人材育成に取り組みました。

ア 保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、家庭支援などの課題別の研修等を開催しました。また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を開催しました。そのほか、新設する保育所等の施設長・保育士等を対象に、開設前研修を開催しました。

イ それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育園長経験者をサポーターとして派遣し、自園での質向上の取組を支援しました。そのほか、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施できる人材を養成するための講座を開催しました。

3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園794園のうち、356園(2,597人)で定員外入所を実施している一方、319園(1,885人)で定員割れが生じています。

新設保育所の4・5歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		29年4月 (A)	30年4月 (B)	差引 (B-A)	29年4月 (A)	30年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数		351園	356園	5園	304園	319園	15園
人数		2,723人	2,597人	▲126人	1,889人	1,885人	▲4人
内 訳	乳児(0～1歳)	692人	637人	▲55人	328人	538人	210人
	幼児(2～5歳)	2,031人	1,960人	▲71人	1,561人	1,347人	▲214人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠については、算定から除く。)

4 30年度の取組

(1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,795人の受入枠拡大を図ります。

また、国が進めている企業主導型保育事業について、本市において整備相談の窓口を設け、保育運営事業者や企業等への情報提供や、個別相談への対応など、整備につながるよう積極的に働きかけます。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

取 組		30年度予算
I 保育所等の新設等による定員増		
認可保育所		2, 1 1 3人
横浜保育室の認可移行支援		1 2 9人
認定こども園		1 7 6人
地域型 保育事業	小規模保育事業	3 8 9人
	家庭的保育事業	1 0人
II その他の取組		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲1 0 7人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		8 5人
合 計		2, 7 9 5人

(2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

ア 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、期間限定（1年度または2年度）で受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。

イ 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の充実を図るとともに、新たに幼稚園における2歳児の受入れを5園でモデル実施します。

ウ 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

(3) 更なる保育士確保の取組

今後さらに保育士確保が困難な状況になることが想定されます。

養成校の卒業予定者、潜在保育士、資格取得者など一人でも多くの保育士の方に、市内保育施設に従事していただけるよう、保育士の採用、離職防止に係る取組みを継続するとともに、保育士等の処遇改善を独自に実施するなど取組を充実していきます。

ア 横浜の保育PR推進事業【新規】

中高生を含む学生や潜在保育士等向けに、横浜の保育の魅力をPRするための動画やリーフレット等を作成し、保育士養成校訪問や就職面接会等で広報に活用します。

イ 保育士採用活動支援事業【新規】

保育所等における保育士採用活動を支援するため、保育所等の経営者・施設長を対象に、採用活動等に関するセミナーを実施するとともに、コンサルタント派遣による個別相談を実施します。

ウ 保育士宿舍借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行います。

エ 保育所見学会【拡充】

保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会を実施します。

オ 保育士試験直前対策講座【拡充】

保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者向けに、神奈川県内で実施される保育士試験の直前対策講座を開催します。

カ 処遇改善【拡充】

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を実施します。

キ その他の取組

保育士・保育所支援センター事業、保育士就職支援講座、就職面接会、保育士修学資金貸付事業、潜在保育士再就職支援貸付事業、保育士資格の取得支援なども実施します。

(4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、研修の実施によるスキルアップを支援し、保育士の人材育成を図るほか、監査や運営指導も強化していきます。

ア 園内研修・研究サポーターの派遣【拡充】

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所全園等を対象に保育園長経験者をサポーターとして派遣します。

イ 園内研修・研究を推進する人材育成【拡充】

各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、研修修了者が園内研修の実施を持続できるよう支援する講座も新たに実施します。

ウ 巡回訪問による助言・指導【新規】

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を新たに実施します。

エ 組織マネジメント講習の実施【新規】

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。

参考資料 1

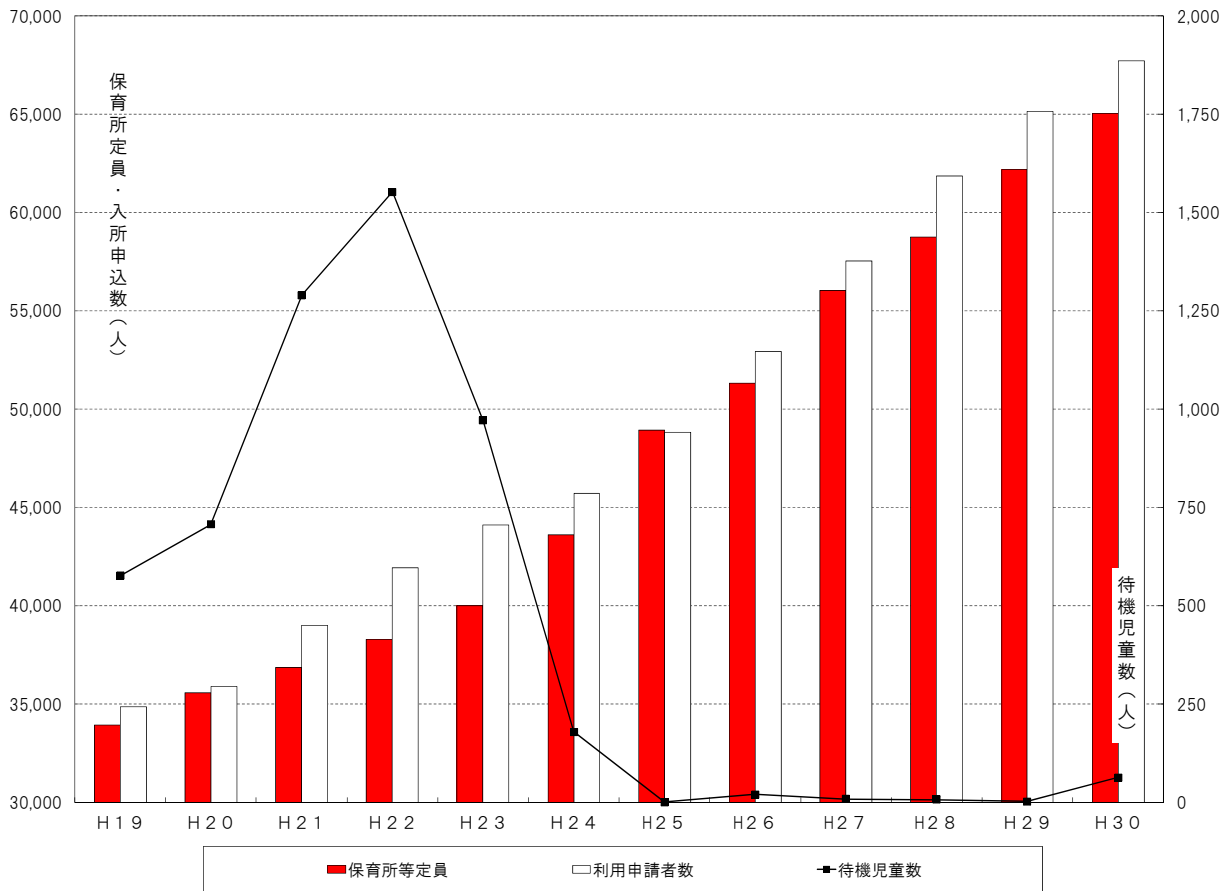
平成 30 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 29 年度との比較—

区 名	平成29年4月1日現在						平成30年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数※ (人)
鶴見	16,142	79	5,862	6,093	335	0	15,826	86	6,105	6,403	246	6
神奈川	11,585	64	4,275	4,450	292	0	11,612	73	4,780	4,765	199	5
西	4,812	28	1,446	1,543	146	0	4,834	31	1,617	1,683	139	7
中	6,581	37	2,055	2,088	137	0	6,352	39	2,122	2,073	146	4
南	8,072	40	2,584	2,775	162	0	7,986	43	2,687	2,880	192	3
港南	9,040	55	3,687	3,380	106	0	8,894	55	3,688	3,352	94	1
保土ヶ谷	9,106	47	3,372	3,134	148	0	8,993	50	3,441	3,306	196	3
旭	10,981	55	3,533	3,646	124	0	10,749	60	3,712	3,726	107	4
磯子	8,216	37	2,507	2,694	219	0	8,097	40	2,668	2,969	202	4
金沢	8,491	42	3,029	3,086	121	0	8,311	42	3,029	3,123	141	2
港北	19,233	104	6,973	6,984	583	2	19,020	114	7,450	7,598	507	15
緑	9,239	55	3,327	3,132	112	0	9,054	57	3,389	3,237	153	0
青葉	15,746	74	4,775	4,666	195	0	15,299	80	4,998	4,845	143	3
都筑	12,941	58	3,904	3,717	164	0	12,216	62	4,114	3,745	135	0
戸塚	14,215	69	4,842	4,736	200	0	14,203	75	5,073	5,020	268	4
栄	5,310	23	1,590	1,613	73	0	5,074	23	1,582	1,654	67	0
泉	7,068	40	2,747	2,519	55	0	6,890	44	2,895	2,557	59	0
瀬谷	5,733	31	1,673	1,629	87	0	5,495	31	1,706	1,687	86	2
合計	182,511	938	62,181	61,885	3,259	2	178,905	1,005	65,056	64,623	3,080	63

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成 30 年 4 月から新定義で集計を行っています。

参考資料 2

待機児童数等の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保育所等施設数	383	402	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005
保育所等定員	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056
就学前児童数 (A)	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905
利用申請者数 (B)	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703
申請率 (B/A)	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%
利用児童数	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623
保留児童数	2,024	2,324	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080
待機児童数	576	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63

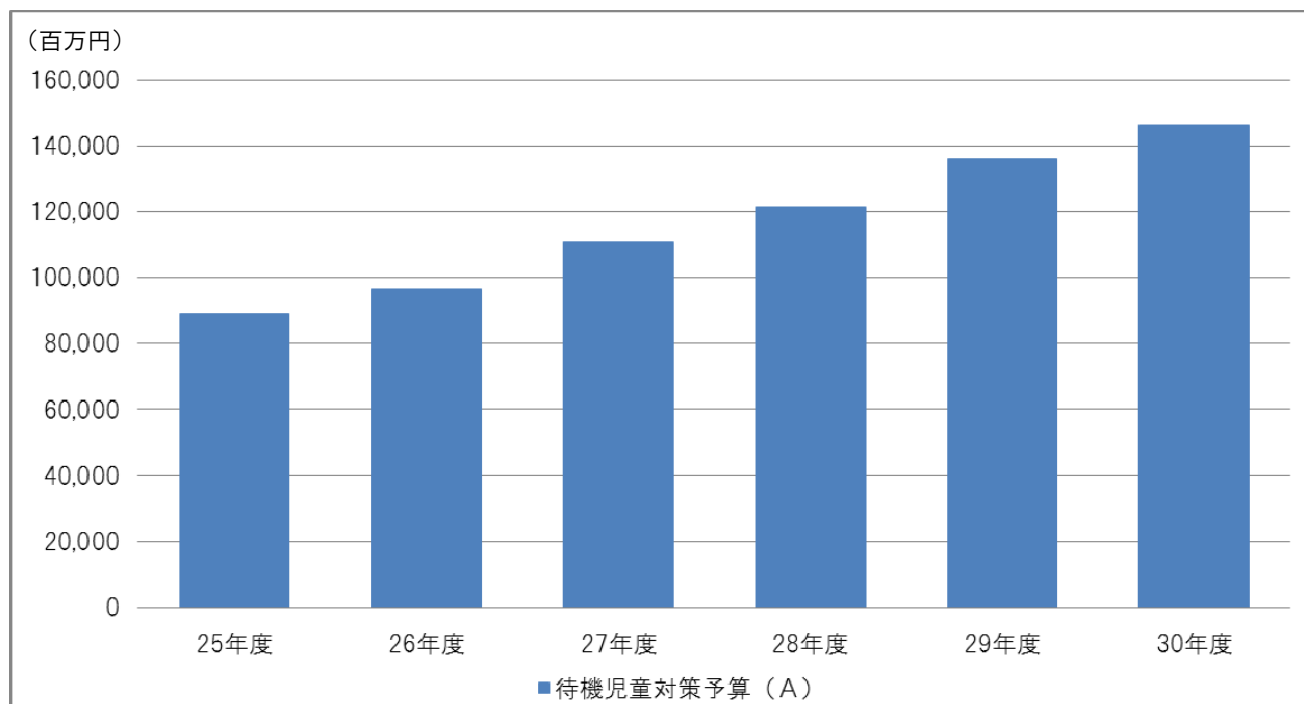
※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 25 年度から 30 年度の待機児童対策予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、**6.4 パーセントから 8.5 パーセントへ、2.1 ポイント拡大。**



(単位：百万円)

年度（当初予算額）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
待機児童対策予算（A）	88,845	96,466	110,659	121,544	136,166	146,229
うち保育所等運営費予算	76,305	80,201	96,383	107,953	122,633	133,525
横浜市一般会計予算（B）	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007
（A）／（B）	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%

※25年度予算（B）は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。

※27年度以降、予算（A）は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

参考資料 4

利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「10 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
	通院加療を行い、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※ 1